

【第2次計画中間改定後の国・県の動き】

- 女性活躍推進法が平成 28 年4月に全面施行されるとともに、令和元年5月には行動計画策定義務の拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われた。
- 平成 29 年7月に刑法が 110 年ぶりに大幅改正。性犯罪の非親告罪化や強制性交等罪（性別を問わない）への改称等。
- 男女候補者数の均等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 年5月施行。
- 愛媛の活性化を願い、愛媛で働く人を応援する上司「ひめボス」を推進。（県）
- ひめここ（えひめ性暴力被害者支援センター）を平成 30 年9月に開設し、性暴力被害に関する相談を受付。（県）

【社会経済情勢の変化】

- 急激な少子高齢化の進展に伴い、今後労働力人口の減少が見込まれる中、働き方改革が進められるとともに、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる社会の実現が求められている。
- 従業者数 299 人以下の中小企業が 99.7%で、県内企業の大半を占めている。300 人以上の大企業は 0.3%。
（平成 26 年経済センサス基礎調査結果より）
- 平成 27 年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、国や地域、企業等においても取組が進められている。
- スマートフォン等の爆発的普及を背景に、5Gの導入が進むなど急速なデジタルシフトが進んでいる。
- 人口減少、東京への一局集中が進む中、移住・定住の促進等の強化・拡充に加え、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大が進められている。

【意識改革】

- 男女共同参画に関する県民世論調査（※1）では、社会の各分野で「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合は、家庭 29.1%、職場 19.7%、地域社会 20.4%、政治 12.7%、学校教育 46.1%など。
- 家庭内での家事・育児・介護の分担は、「男女が共同して分担する方がよい」と考える人の割合が 76.2%に対し、家事等を協力して行っている共働き世帯の割合は 20.3%。（※1）

【女性の働き方と就労形態】

- 女性の労働力率はM字カーブ（結婚・出産・子育て期の 30 歳代で一旦低下し、育児が落ち着く 40 歳以降に再び上昇）を描いているものの、全国的には以前に比べて比較的浅く、しかも緩和傾向にある。（※2）
- 第 1 子出産前後に就業を継続する女性はこれまでは 4 割前後で推移してきたが、最新の調査では約 5 割へと上昇。
- 25 歳から 44 歳までの女性の就業率は 72.7%。（※2）
- 有業者に占める女性の割合は 45.1%で、全国平均の 44.0%を上回っている。（※3）
- 女性の非正規雇用者の割合は 52.4%で、全国平均の 54.9%を下回っている。（※3）

【意思決定への女性の参画】

- 県審議会等における女性委員の割合は平成 31 年4月時点で 41.0%で、全国上位の女性登用率。（内閣府調査）
- 管理的職業従事者に占める女性の割合は 16.7%で、全国平均の 14.8%を上回っている。（※3）
- 意思決定への女性の参画が進まない理由として、家族の支援や公的サービスの不足、性差別等の意識、能力開発（エンパワメント）の機会が不十分であることなどが挙げられている。（※1）

【育児等への男性の参画】

- 令和元年度の女性の育児休業取得率は 88.8%に対し、男性の育児休業取得率は 4.3%。
- 男性が家事等に参加するためには、家庭内でのコミュニケーションをよくはかること、男性自身の抵抗感をなくすこと、職場での理解を進めることなどが必要とされている。（※1）

【安心な暮らし】

- 平成 30 年度のDV相談件数は、配偶者暴力相談支援センター（県内3箇所）が 642 件で前年度に比べ 65 件増加、市町が 1,071 件で前年度に比べ 73 件増加しており、30~40 歳代の割合が高く、60.9%となっている。
- 県内ひとり親家庭の世帯数は 11,201 世帯で減少しており、就業率も減少している。（※2）

【防災・減災及び地域活性化】

- 防災・減災関係では、消防団員における女性の割合は平成 30 年 4 月時点で 3.1%。
- 愛媛県防災会議の委員に占める女性の割合は 8.2%で、全国平均の 15.7%を下回っている。
- 西日本豪雨など、全国的にも災害が多発し、避難所等における男女共同参画の視点での防災・災害対応が注目されている。
- 合計特殊出生率 1.5（平成 26 年）、15~24 歳の若者が県外へ大量に流出など県内人口の自然減の歯止めや県外への人口流出の是正などに「オール愛媛」で取り組む必要がある。（愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略より）